

(意見書案第17号)

米国の「北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除」に反対する意見書

北朝鮮による拉致は、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかる重大な国家的犯罪である。我が国はすべての拉致被害者の安全を確保し、直ちに帰国させるとともに、真相究明並びに拉致実行犯の引き渡しを強く要求している。

本道には、いまだ帰国できない政府認定の拉致被害者を初め特定失踪者も約20名を数えるところであり、すべての道民は一日も早い解決を願っている。

一方、米国は1988年に北朝鮮をテロ支援国家として指定し、2004年には新たに日本人拉致を指定理由の一つとして国務省国際テロ報告書に記載したところである。

このことは拉致事件の解決を北朝鮮に強く迫る圧力となるものであり、拉致問題解決に毅然たる態度で臨む我が国のさまざまな取り組みを後押しするものとなっている。

このような中、米国は北朝鮮の核施設の無力化を条件として指定解除を行うのではないのかとの観測が伝えられている。

拉致はテロであり、拉致被害者の帰国が実現しない状況下での「テロ支援国家指定の解除」は、被害者家族だけではなく多くの日本国民を落胆させるばかりか、拉致問題そのものの解決を遅らせる結果となるとの懸念を強く抱かせるものである。

よって、国においては、すべての拉致被害者の一刻も早い救出を実現するため、最大限の外交努力を行い、米国が「北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除」を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月20日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
内閣官房長官

} 宛